

平成28年12月7日

平成28年第4回岬町議会定例会

第2日会議録

平成28年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成28年12月7日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代堯	危機管理監 中田道徳
副町長 中口守可	地方創生企画政策監 西啓介
副町長 種村誠之	水道事業理事 鵜久森 敦
教育長 笠間光弘	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事 佐藤博昭
まちづくり戦略室 長兼町長公室長 保井太郎	しあわせ創造部 理 事 串山京子
総務部長 古谷清	都市整備部理事 家永 淳
財政改革部長 四至本直秀	都市整備部理事 早野清隆
しあわせ創造部長 古橋重和	まちづくり戦略室町長公室 担当人事担当課長 廣田尚司
都市整備部長 木下研一	財政改革部副理事 相馬進祐
教育次長 廣田節子	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕

議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成28年12月6日から12月22日（17日）

○会議録署名議員

10番 出 口

実

11番 竹 原 伸 晃

議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第70号 | 専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計補正予算（第4次）） |
| 日程第2 | 議案第71号 | 平成28年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件 |
| 日程第3 | 議案第72号 | 平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程第4 | 議案第73号 | 平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程第5 | 議案第74号 | 平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件 |
| 日程第6 | 議案第75号 | 平成28年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）の件 |
| 日程第7 | 議案第76号 | 平成28年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程第8 | 議案第77号 | 平成28年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程第9 | 議案第78号 | 岬町企業立地促進条例を制定する件 |
| 日程第10 | 議案第79号 | 岬町工場立地法地域準則条例を制定する件 |
| 日程第11 | 議案第80号 | 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程第12 | 議案第81号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程第13 | 議案第82号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程第14 | 議案第83号 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程第15 | 議案第84号 | 岬町税条例の一部を改正する件 |
| 日程第16 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件 |
| 日程第17 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件 |
| 日程第18 | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件 |
| 日程第19 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件 |

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第4回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は、12名です。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、議案第70号「専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計補正予算（第4次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第1、議案第70号、専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計補正予算（第4次））につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加に伴い関連予算に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年10月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

ふるさと納税として岬ゆめ・みらい寄附金の申し込みが年末を迎え想定以上に増加したことから、9月分から10月分にかかる謝礼品等の予算に不足が生じたことから補正予算の編成を行ったものでございます。

本来であれば12月定例議会に補正予算を計上させていただくべきところではありますが、ふるさと納税をいただいた方に迅速に謝礼品の発送ができるよう、必要な額を専決処分させていただいたものであり、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後、必要な11月分から3月分につきましてのふるさと納税にかかる関連予算につきましては今議会の岬町一般会計補正予算（第5次）に計上させていただいております。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

補正予算書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,544万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億8,437万1,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第一表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

寄附金といたしまして、岬ゆめ・みらい寄附金1,700万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金繰入金844万7,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、寄附をいただいた方に寄附金額に応じて謝礼品を送るための財源といたしまして繰入金を計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては844万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、ふるさと納税の謝礼品にかかる経費として、岬ゆめ・みらい寄附謝礼802万5,000円を、役務費の通信運搬費として謝礼品の送付代金21万9,000円を、ふるさと納税応援サイト運営会社に対するふるさと応援サイト掲載料18万5,000円を、委託料として謝礼品の保管、発送用のラベルの作成等のゆめ・みらい寄附金謝礼品発送業務委託料1万8,000円を計上いたしております。

続きまして、諸支出金といたしましては1,700万円を計上いたしております。内容といたしましては、ふるさと納税として寄附をいただきました額を岬ゆめ・みらい基金への積立を行うものでございます。

以上が、本補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 7ページですが、ゆめ・みらい寄附金について、今年度の補正予算の金額は9,095万円となっておりますが、岬ゆめ・みらい寄附金の最終の予算は幾らぐらいになりますか。1点と。

2点目は、謝礼の品物は町の特産品が対象となれば、地元の商店も活性につながります。その中で、何に人気があるのか、何の品物が多かったのかお聞かせいただきたい。

3点目は、本町の住民が町外の自治体にふるさと納税として寄附した町税の減収額をお答え願いたいのです。3点、お願いします。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 ただいまご質問いただきました3点につきましてご答弁をさせていただきます。

まず1点目の、今年度の岬ゆめ・みらい寄附金の最終的な予想額は幾らかという点でございますけれども、このふるさと納税というのは個人の意思によって行われるものでございますので、なかなか想定がしにくいところがございます。

本町の場合、シャープの家電品を謝礼品として取り扱いを始めてから寄附額が増加しておりまして、11月30日現在ではございますが、寄附金額として1億2,000万円を超えている状況でございます。

ただ、総務省のほうの通知もございまして、今後、家電製品の取り扱いについては不透明な部分もございます。一応、12月には8,000万円の補正予算を計上させていただいておりまして、平成28年度については、最終的には1億7,000万円程度期待しているところでございます。

2点目の謝礼品の人気があるのは何かというご質問でございますが、現在、ふるさと納税で謝礼品を希望される件数が一番多いのが、やはりシャープの家電製品となっております。

しかし、地元の特産品も頑張っておりまして、例えば干しシイタケとかコーヒーセット、それから、とっとパークの回数券というのも人気のある謝礼品となっております。

特に干しシイタケにつきましては、ふるさと納税を特集する雑誌にもお勧めの品として取り上げられたこともございます。

また、そのほかの商品につきましても、利用いただいた方からは好評をいただいているところでございます。

それから、3点目の町外の自治体への寄附の状況ということでございます。

本町の住民の方がふるさと納税で他の自治体に寄附を行った件数でございますが、平成27年度分で133件、834万8,000円となっております。

この平成27年度のふるさと納税で当町の町民税が控除された額につきましては、平成28年度分でございますが389万2,000円ということになってございます。

住民の方が岬町以外に寄附をされる件数というのは徐々に増えてきております。できるだけ地元へ貢献いただけるよう、引き続きPRをしていきたいと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君、よろしいですか。

○和田勝弘議員 2点目の品物の件ですが、できるだけ地元の商品を扱えるというんですか、してもらうように。

シイタケ、いろいろありますが、何かもっといいものないか、できるだけ考えていただきたいと思いますので、地元の商品をできるだけ買っていただくように要望しておきます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 関連で教えてください。

先ほどシャープの製品が人気だといったことですが、大体、全体に占める何割ぐらいがシャープの製品であるのか。

総務省の通達によってシャープの製品が取り扱えなくなるという可能性もあるのか、ないのか。

以上、2点お願いします。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 ただいまご質問いただきました2点につきましてお答えさせていただきます。

1点目の、まず全体のシャープの割合という点でございますが、現在、ちょっと手元に内訳を持っておりませんが、昨年度、シャープの取り扱いを始めるまでは平成26年度の数字として506万7,277円が本町へのふるさと納税の寄附金ということになっております。ということは、ほとんどがシャープの製品で占められているという状況でございます。

というのは、シャープの製品の場合、寄附額がどうしても大きくなりますので、どうしても額からいいますと、その占める割合が多くなっているというところでございます。

2点目の総務省からの通知の件でございますが、総務省からは本年4月1日付で、総務大臣名で都道府県知事宛てに、返礼品の送付に当たっては寄附金の趣旨を踏まえた良識のある対応を行うことが通知としてされてございます。

その通知の中では、金銭類似性の高いもの、プリペイドカードや商品券、電子マネー、ポイント、マイル、通信料、それから資産性の高いものとして電気、電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等、高額または寄附額に対し返礼品の割合の高いものをふるさと納税の趣旨に反する返礼品として送付する行為を行わないようにという通知がございました。

この通知は地方自治法第245条第4項に基づく技術的な助言であり、拘束力があるものではございません。

本町ではこの通知を受け、現在、ふるさと納税サイトへの家電品の掲載は自粛しており、資産性が高い高額な家電品については謝礼品から削除を行ったところでございます。

なお、今後の取り扱いにつきましては、国の今後の指導状況等も考慮して適切に判断してまいりた

いと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 関連で、シャープ家電というのが本町のふるさと納税の謝礼品ということですがけれども、サイトにシャープ家電というのを今、自粛しているということなんですけれども、大体、どこからのアクセスというのか、シャープ家電というのを目当てで来られている方はどこからお知らせというのか、知って本町に来ているのかということをお知らせいただきたいなと思います。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 お答えさせていただきます。

現在、シャープの製品につきましては、いわゆるふるさと納税のサイトからは掲載を自粛させていただいているところがございます、岬町のホームページのみ掲載をさせていただいております。

寄附された方に、どういう経路で本町がこういう商品を取り扱っているかというアンケート等はしておりませんので、その辺はちょっと定かではございませんが、ホームページ等を見させていただきますと、ふるさと納税のお得な品物をPRするような個人的なサイトもございまして、恐らくそのあたりから情報を仕入れているのではないかなと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第70号「専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計補正予算（第4次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第70号は承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第2、議案第71号「平成28年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第2、議案第71号、平成28年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件につきまして、その概要を説明いたします。

内閣府が先日発表いたしました、今年7月から9月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質GDPは年率換算で2.2%の増加となっております。

個人消費や企業の設備投資などの国内需要は伸び悩んだものの、自動車や電子部品の輸出の持ち直しが全体を押し上げた状況となっております。

しかし、今後、米国の環太平洋経済連携協定（TPP）からの撤退や、英国の欧州連合（EU）との離脱交渉のほか、中国や新興国などの海外経済の先行きに懸念がされます。

これらの影響を受ける我が国の経済情勢は地方公共団体の財政にも影響を及ぼすことから、引き続きこれらの動向を注視していく必要があると考えております。

本町におきましては、依然として厳しい財政運営状況が余儀なくされております。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動や人事院勧告への対応などに伴う人件費の調整に加え、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,493万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,930万9,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第一表歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては9ページから16ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

使用料及び手数料につきましては、261万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、町有地等使用料といたしまして、多奈川地区多目的公園内の第二阪和国道延伸工事で発生した土砂仮置き場の土地の賃貸借料の期間延長に伴い計上するものでございます。

国庫支出金につきましては、3,742万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障害者居宅介護などの給付費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金2,551万3,000円を、障害児放課後デイサービスなどの給付費の増加に伴う障害児入所給付費等国庫負担金596万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。

府支出金につきましては、2,054万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、国庫支出金と同様に障害者居宅介護などの給付費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金1,275万6,000円を、障害児放課後デイサービスなどの給付費の増加に伴う障害児入所給付費等府費負

担金298万1,000円、身体障害者及び知的障害者医療費助成事業補助金249万3,000円をそれぞれ計上するものでございます。

寄附金につきましては、8,035万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、決算見込を踏まえ、岬ゆめ・みらい寄附金8,000万円、これにつきましては11月分から3月分でございます。それと、個人や法人からの指定寄附を、小中学校、幼稚園、公民館の図書購入に充当するため、寄附合計で35万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、1億1,479万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金7,492万5,000円を減額する一方、多奈川地区多目的公園事業用地売却に伴う多奈川財産区特別会計からの繰入金1億4,746万6,000円を増額計上するものでございます。

繰越金につきましては、平成27年度決算の確定に伴い、前年度繰越金1,108万9,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、368万円を計上いたしております。内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合負担金、医療費定率ベースにかかる平成27年度の精算に伴う返還金341万6,000円を消防団員退職に伴う報償金26万円をそれぞれ計上いたしております。

町債につきましては、起債限度額の決定に伴い臨時財政対策債554万5,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、17ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほど説明いたしました職員の人事異動や人事院勧告の対応などに伴い給料、職員手当等、共済費の職員給与費にかかる予算について必要な調整を行っております。

議会費につきましては332万5,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、議員報酬、議員期末手当を合わせて35万2,000円を計上いたしております。

総務費につきましては、6,112万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、岬ゆめ・みらい寄附金をいただいた方に対する謝礼品発送などの事務経費を合計で4,224万9,000円を、地方創生総合戦略事業として出産祝い金や新築中古住宅取得補助金を合計で200万円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、5,892万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしま

しては、職員給与費のほか障害者（児）居宅介護給付費などにかかる扶助費を合計で6,436万9,000円。障害者医療費498万7,000円、障害児通所支援給付費などにかかる扶助費を合計で1,098万4,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、1,206万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、がん検診推進事業国庫補助金返還金7万円を計上いたしております。

農林水産事業費につきましては、252万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか小島漁港内の公衆便所整備事業設計業務委託料70万円を計上いたしております。

商工費につきましては、748万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか海釣り公園管理運営円滑化補助金100万円を計上いたしております。

土木費につきましては、1,524万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか多奈川地区多目的広場整備に伴う工事請負費と備品購入において559万2,000円の費目間更正を行うものでございます。

消防費につきましては、消防団員退職に伴う報償金26万4,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、956万7,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、個人や法人からの指定寄附を財源に、小中学校、幼稚園、公民館の図書購入費を合計で35万円、小学校改修工事として多奈川小学校内の浄化槽改修工事58万7,000円、淡輪青少年運動広場便所改修49万7,000円をそれぞれ計上するものでございます。

4ページをご参照願います。

諸支出金につきましては、1億6,566万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、多奈川地区多目的公園内の土地を第二阪和国道の延伸工事で発生した土砂の仮置き場にかかる町有地使用料、多奈川地区多目的公園事業用地売却にかかる多奈川地区財産区特別会計繰入金金をそれぞれ財源として、多奈川地区多目的公園管理基金8,566万7,000円を積み立てるもののほか、ふるさと納税といたしまして岬ゆめ・みらい寄附金8,000万円を基金に積み立てを行うものでございます。

続きまして、5ページをご参照願います。第二表地方債補正をご覧ください。

歳入に計上いたしております臨時財政対策債につきましては、起債の限度額を2億7,200万円から2億6,645万5,000円に変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議案となっております「平成28年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第72号「平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第3、議案第72号、平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、職員の人事異動や人事院勧告への対応に伴う人件費の調整、増加が見込まれる医療費の増額及び低所得者にかかる保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,184万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,783万円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載をいたしておりますので、あわせてご覧ください。

まず、国庫支出金、国庫負担金といたしまして2,694万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、医療費の増加に伴う療養給付費負担金として451万5,000円及び前年度の医療費の確定に伴い精算交付されます療養給付費等負担金2,243万2,000円となっております。

また、国庫補助金につきましては、医療費の増加に伴い普通調整交付金38万3,000円を増額計上するとともに、次の府支出金、府補助金におきましても同様に普通調整交付金29万7,000円を増額計上いたしております。

次に、繰入金といたしまして、他会計繰入金を578万5,000円減額計上いたしております。内容といたしましては、低所得者にかかる保険料の政令軽減の決定に伴い、保険基盤安定繰入金減額分として95万6,000円。また、同じく支援分について133万6,000円をそれぞれ減額するとともに、職員の人事異動や人事院勧告への対応に伴う人件費の調整に伴い349万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。議案書は3ページを、詳細につきましては11ページ、12ページをあわせてご覧ください。

総務費、総務管理費につきましては、職員の人事異動や人事院勧告への対応に伴う人件費の調整として349万3,000円を減額いたしております。

次に、保険給付費につきましては、療養諸費において低所得者にかかる保険料の政令軽減による繰入金の減額に伴う財源構成を行うとともに、高額療養費につきましては医療費の増加が見込まれることから、2,533万5,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4「議案第73号、平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第4、議案第73号、平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動や人事院勧告への対応などに伴う人件費の調整によるものでございます。

予算書の1ページを参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,382万5,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金といたしまして、職員の人事異動や人事院勧告への対応などに伴う人件費の調整により280万9,000円を減額し、2億7,292万円とするものでございます。

次に、歳出といたしまして、3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明いたしましたように、職員の人事異動や人事院勧告への対応などに伴う人件費の調整により290万3,000円の減額を行い、1億622万9,000円とするものでございます。

次に、事業費、下水道事業費につきましては、職員の人事異動や人事院勧告の対応などに伴う人件

費の調整により9万4,000円の増額を行い、9,966万1,000円とするものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第74号「平成28年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第5、議案第74号、平成28年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、職員の人事異動や人事院勧告に伴う人件費の調整及び介護サービスの見込量に基づく介護給付費等の調整にかかる経費について計上いたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,022万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載をしておりますので、あわせてご参照願います。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料として191万円を計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金につきましては、介護給付費15万9,000円を計上いたしております。

また、国庫補助金につきましては、212万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴い地域支援事業交付金（介護予防事業）225万2,000円を増額するとともに、地域支援事業交付金、包括的支援事業（任意事業）12万6,000円を減額計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては、国庫補助金と同様に、地域支援事業費における人件費の調整に伴い地域支援事業交付金252万2,000円を増額計上いたしております。

府支出金、府負担金につきましては、介護給付費負担金15万9,000円を減額計上いたしております。また、府補助金につきましては100万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴い地域支援事業交付金（介護予防事業）112万6,000円を増額するとともに、地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）6万3,000円を減額計上いたしております。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費及び地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては、688万5,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴い地域支援事業繰入金（介護予防事業）112万6,000円を増額及び地域支援事業繰入金（包括的支援事業、任意事業）6万3,000円を減額するとともに、総務費における人件費の調整に伴い、その他一般会計繰入金794万8,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載をいたしておりますので、あわせてご覧ください。

まず、総務費、総務管理費につきましては、職員の人事異動や人事院勧告への対応に伴う人件費の調整など794万8,000円を減額するものでございます。

次に、保険給付費につきましては、それぞれのサービスにおける見込量に基づき調整するもので、

まず介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費を初め減少が見込まれることから1,102万3,000円を減額するとともに、介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービス給付費をはじめとして増加が見込まれることから871万3,000円を増額計上いたしております。

また、高額介護サービス等費につきましても、高額介護サービス費に増加が見込まれることから231万円を増額計上いたしております。

なお、これらの補正予算額の合計としては増減はなく、保険給付費の補正額といたしましてはゼロとなっております。

次に、地域支援事業費につきましては、職員の人事異動や人事院勧告への対応に伴う人件費の調整に伴い、介護予防事業費において900万7,000円を増額計上するとともに、包括的支援事業、任意事業を32万3,000円減額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第6、議案第75号「平成28年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第6、議案第75号、平成28年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）の件につきましてご説明いたします。

本会計は、地域包括支援センターの機能の一つである指定介護予防支援事業所として要支援者のケアプランにかかる経費を経理いたしております。

今回の補正予算につきましては、要支援者のケアプラン件数が増加していることに伴い、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託する件数が増加する見込みであることから、委託にかかる所要額を調整するものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,953万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

サービス収入、予防給付費収入としまして、居宅予防計画費収入として174万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

事業費、居宅サービス事業費といたしまして、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託件数の増加が見込まれることから、サービス計画原案作成負担金174万円を増額するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成28年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第76号「平成28年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程第7、議案第76号、平成28年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、概要を説明させていただきます。

本補正予算のポイントは二つございます。一つは財産区有地を株式会社コーヨークリエイト及びマエキンへ売却したことにかかる土地売却収入と充当先の予算化であります。

もう一つは、財産区有地を町を通じて浪速国道事務所に第二阪和国道延伸工事にかかる土砂の仮置き場として賃貸借してきましたが、今年度、契約期間を一部延長したことに伴う財産区収入と充当先の予算化でございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,794万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,417万2,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第一表歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

財産収入といたしまして、多奈川地区多目的公園内の企業誘致に伴う土地売却収入2億4,714

万7,000円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、一般会計繰入金80万4,000円を計上いたしております。これは、多奈川地区多目的公園内の土地を第二阪和国道延伸工事にかかる土砂の仮置き場として浪速国道事務所との間で賃貸借してきましたが、この期間延長に伴うものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金につきましては、歳入予算で計上いたしております土地売払収入及び一般会計繰入金を財源といたしまして、多奈川地区財産区基金積立金として1億48万2,000円、一般会計繰出金1億4,746万6,000円をそれぞれ計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

歳入予算で財産収入といたしまして土地売払収入をちょっと言い間違ったようでございます。正確には土地売払収入といたしまして2億4,714万4,000円を計上しているところでございます。

以上、訂正いたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成28年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第8、議案第77号「平成28年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 日程第8、議案第77号、平成28年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、人事異動や人事院勧告に基づく職員給与費等の調整を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては2ページから3ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的支出では、水道事業費用のうち営業費用について1万3,000円の増額であります。内訳としましては、職員の給与費等を増額するものでございます。

第3条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めており、今回の収益的支出における職員給与費の総額を6,018万5,000円から6,019万8,000円に改めるものでございます。

以上が、平成28年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成28年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第9、議案第78号「岬町企業立地促進条例を制定する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 日程第9、議案第78号、岬町企業立地促進条例を制定する件についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、本町における企業の立地と事業規模の拡大を促進するため、本条例を制定するものでございます。

岬町では企業立地の推進を図るため、岬町企業誘致に関する条例を制定して進出事業者への優遇措置を講じておりますが、岬町企業誘致に関する条例は、平成29年2月28日に条例の有効期限を迎えることとなります。

多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンへの企業誘致においては、本町の優遇措置が一定の効果を見せたところであり、また、大阪府の優遇措置は市町村の優遇措置の指定を受けることが条件となっていることから、多奈川発電所跡地への企業誘致や多目的公園進出事業者の事業拡大を図るため、引き続き優遇措置を講じたく、岬町企業立地促進条例を制定するものでございます。

また、今回の条例の制定にあわせて優遇措置の内容の見直しを行い、地元事業者の育成及び地域雇用の促進を図る優遇措置の拡大を図りたいと考えております。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

議案書の裏面をご覧ください。

なお、本条例についての施行上必要な詳細な要件等につきましては、規則で定めることといたしておりますので、その内容を盛り込んだ条例の概要を添付資料として議案書と一緒に配付をさせていただいております。そちらの資料もあわせてご参照願います。

第1条は条例の目的を定めるもので、この条例は本町における企業の立地と事業規模の拡大を促進するため必要な優遇措置を講じ、産業の振興及び雇用の拡大を図ることを目的としております。

第2条は用語の定義で、本条例の用語の意義を規定しており、第4号で優遇措置の対象となる新設等の行為を定めております。

本町の区域内に事業所を有しない事業者が対象施設を設置する行為のほか、本町内に事業所を有する事業者が対象施設を新設、増設、建て替えする行為、空き施設を対象施設として活用する行為を優遇措置の対象とする行為として定めております。

なお、優遇措置の適用を受ける対象施設については、規則で定めることとし、工場、物流施設、試験研究施設、本社、データセンター、小売店舗、宿泊施設、その他町長が認める施設とし、風俗営業等の施設やごみ処理施設等、町長が条例の目的に合致しないと認める事業を除くことといたしております。

第3条は優遇措置の内容を定めるもので、優遇措置として指定事業者に助成金を交付することを定めております。

第4条は助成金の種類と額を定めるもので、助成金として施設設置助成金、雇用促進助成金、水道料金助成金を定めております。

なお、現条例で定めている用地取得助成金につきましては、多奈川地区多目的公園への事業用地への企業立地が完了したことから、対象となる町有地等がないため廃止をしております。

第1号の施設設置助成金につきましては、現条例と同様に、固定資産税の収納額に2分の1を乗じて得た額を5年間助成するものですが、町財政への影響も考慮し、1年分の助成額に2,000万円の上限を設けることといたしております。

第2条の雇用促進助成金につきましては、現条例と同様に1人当たり10万円の助成を行うものですが、地域の雇用、定住の促進を図るため、助成の対象者を操業開始の日から3年間に新規雇用された者とともに、転勤者も対象とし、上限額については現条例と同額の、総額200万円といたしております。

なお、助成対象となる者の要件につきましては、規則で詳細を定めることとし、新規雇用された者は操業開始以前から本町の住民であった者、転勤者については住民になった者をそれぞれ対象といたしております。

第3条の水道料金助成金につきましては現条例と変更はなく、水道料金の10分の3を水道使用開始の月から3年間助成を行うもので、1年分につき100万円を限度といたしております。

第5条は、優遇措置の指定の要件を規則で定めることを定めております。

規則では、延べ床面積が1,000平方メートルを超え、投下固定資産総額が5,000万円を超える対象施設の新設等の指定の要件とし、暴力団員等や町税に滞納がないことを条件として定めることといたしております。

第6条は、優遇措置の指定の申請手続を規則で定めることを定めており、規則では申請書類、申請の期限を定めることとします。

第7条は、優遇措置の指定の手続を定めており、町長が申請内容を審査し、必要な調査を行い、本条例の目的、指定の要件に該当するときは優遇措置の指定を行うこと。

また、指定に当たっては条件を付すことができることを定めております。

第8条は、指定を受けた内容の変更手続を定めており、指定を受けた申請内容を変更しようとするときは、町長に変更申請を行い、申請内容を町長が審査し、適当と認めるときは変更を承認することを定めております。

第9条は、優遇措置の指定の取り消し要件を定めており、事業開始後10年以内に事業を休廃止したとき、優遇措置の指定の要件を欠くに至ったとき、町税や水道料金を滞納したとき、重大な法令違反等があったときなどに指定を取り消すことができること、指定の取り消しを受けた場合は、自然災害等やむを得ない事情がある場合以外は既に交付した助成金の全部または一部の返還を命じることを定めております。

第10条は、助成金の返還が命ぜられたときの滞納金を定めており、納期限までに納付しないときは、岬町税条例第19条の規定により計算した延滞金を加算することを定めております。

第11条は、助成金の交付申請等を定めており、助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請を行い、交付要件に該当すると認めるときは助成金の交付を行うことを定めております。

規則では、助成金の種類ごとに申請の期間、添付書類の内容を定めることとします。

第12条は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは指定業者に対し、報告若しくは書類の提出を求めることができることを定めております。

第13条は、指定事業者の地位の承継を定めており、譲渡、合併等により指定事業者の事業を承継した事業者は、当該事業が継続される場合に限り本条例に規定する権利義務を承継することを定めております。

第14条は、規則委任を定めるもので、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを定めております。

附則第1項として、この条例は平成29年3月1日から施行することを定めております。

附則第2項として、この条例の有効期間は3年間とし、平成32年3月31日限りで条例の効力を失うことを定めております。

附則第3項として、この条例の優遇措置の指定を受けた事業者は、この条例の執行後も経過措置としてこの条例の効力を有し、助成を受けることができることを定めております。

附則第4項として、現行の岬町企業誘致に関する条例で優遇措置の指定を受けた事業者については、地域雇用の促進を図るため、この条例の雇用促進助成金の適用を受けることができることを定めております。

ただし、現行条例の雇用促進助成金の交付を受けたものを対象から除外し、既に交付された助成金を総額限度額から減額し、二重に助成を受けることがないように定めております。

以上が、岬町企業立地促進条例案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町企業立地促進条例を制定する件」については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第10、議案第79号「岬町工場立地法地域準則条例を制定する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 日程第10、議案第79号、岬町工場立地法地域準則条例を制定する件についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、平成29年4月1日施行の改正工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき、特定工場の緑地面積率等の地域準則を定めるため、本条例を制定するものでございます。

本条例の概要を添付資料として議案書と一緒に配付させていただいておりますので、そちらの資料もあわせてご参照願います。

工場立地法は、工場の新増設を行う際に一定規模以上の工場を対象として工場敷地内における生産施設や緑地、環境施設の面積割合の基準を定めております。

工場立地法では、これまで都道府県、市及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法の第5条に規定する基本計画の存する町村において一定の範囲内で独自の基準を定めることが可能となっており、本町では企業立地促進法の基本計画を平成24年に策定を行い、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を設けて、多奈川臨海地区及び多奈川地区多目的公園において緑地等の緩和措置を講じてまいりました。

企業立地促進法の本町の基本計画が平成29年3月31日で計画期間を迎えることから、緑地等の緩和措置を講じる同条例も同日付で廃止することとなります。

一方で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第6次地方分権一括法の施行により工場立地法が改正され、平成29年4月1日から町村においても緑地等の緩和の基準を設けることが可能となることから、現在、緩和措置を講じている多奈川臨海地区及び多奈川地区多目的公園において企業立地の促進を図るため、引き続き緩和措置を講じたく、本条例を制定するものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

議案書の裏面をご覧ください。

第1条は条例の趣旨を定めるもので、この条例は工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に変えて適用すべき準則を定めるものとします。

第2条は用語の定義で、本条例の用語の意義は工場立地法において使用する用語の例によるものとします。

第3条は、緑地面積等の緩和措置を定めております。工場立地法では、製造業、電気、ガス、熱供給業で敷地面積が9,000平方メートル以上または建築面積が3,000平方メートル以上の工場を特定工場とし、特定工場の新増設を行う際の生産施設や緑地、環境施設の敷地面積に対する割合等の基準を定めており、国の準則では緑地は工場敷地の20%以上、緑地を含めた環境施設は工場施設の25%以上設けることとされております。

また、現在、関西電力多奈川発電所跡地の多奈川臨海地区、多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンにおいては、企業立地を促進させるため、緑地面積率は10%以上、環境施設面積率は15%以上に緩和をしており、引き続き同じ割合で緩和するものです。

なお、区域については国が定める基準により都市計画法で定める区域区分により範囲を明確にし、

工業地域及び多奈川地区多目的公園地区地区計画の区域としております。

工業地域は多奈川から深日地区にかけての臨海部が指定されており、関西電力や新日本工機が立地している地域となっております。

なお、工業地域における国が定める緩和の基準は、緑地面積率が5%以上20%未満、環境施設面積率が10%以上25%未満となっております。

第4条では、工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用についての基準を定めており、敷地割合の高い方の区域として取り扱うことを定めております。

附則第1項として、この条例は工場立地法の改正条項が施行される平成29年4月1日から施行することを定めております。

附則第2項として、現在、緑地緩和措置を実施している岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を企業立地促進法の基本計画の計画期限である平成29年3月31日に廃止することを定めております。

附則第3項として、昭和49年6月28日以前に設置されている特定工場についての経過措置を定めております。

昭和49年3月31日に施行された工場立地法の一部改正において緑地面積率及び環境施設面積率が定められ、昭和49年6月29日以後に工事が開始される工場に対して適用されることとなったことから、昭和49年6月28日以前に設置された工場の増設に伴う緑地面積率等の算定方法が国の基準で定められており、それを準則で定めるものでございます。

以上が、岬町工場立地法地域準則条例案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町工場立地法地域準則条例を制定する件」については会議規則

第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第11、議案第80号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第11、議案第80号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案書とともに配付しております資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明させていただきますのでご用意のほどお願いいたします。

また、お手元の議案書、新旧対照表もあわせてご参照ください。

それでは、概要資料の1ページ、A、平成28年度人事院勧告関連文の下段の①岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分をご参照ください。

改正内容は、期末手当の支給月数の引き上げで、0.1月を引き上げるものでございます。

一覧表をご覧ください。

上段、現行では6月期に2.0月、12月期に2.15月、計4.15月でございます。

平成28年12月期は人事院勧告に基づき0.1月分を12月期に加え2.25月、年間では計4.25月とするものです。この内容が第1条です。

次に、平成29年6月期以降では、平成29年度以降の対応として、増加となった0.1月分を0.05月ずつ均等に6月期と12月期に配分し、6月期は2.05月に、12月期は2.2月とするものでございます。この内容を第2条で規定してございます。

施行期日は、附則第1項では、交付の日から施行と規定しております。第2条につきましては、平成29年4月1日からの施行としております。

附則第2項は、今年度の12月期に改正後の支給月数で支給できるよう期末手当の支給基準日である平成28年12月1日に遡及する規定でございます。

附則第3項は、期末手当の内払い規定です。改正前に現行月数で支給された期末手当を内払いとみなすものでございます。

以上が改正内容でございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第12、議案第81号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第12、議案第81号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、議案書とともに配付しております資料一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明させていただきます。

あわせて議案書、新旧対照表もご参照ください。

それでは、概要資料の1ページ、A、平成28年度人事院勧告関連文の中ほどの②特別職、町長、副町長、教育長の職の給与に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は、先ほどの議会議員の皆様と同じく期末手当の支給月数の引き上げで、0.1月分を引き上げるものでございます。

一覧表をご覧ください。

現行は6月期に2.0月、12月期に2.15月、計4.15月でございます。

平成28年12月期は人事院勧告に基づき0.1月分を12月期に加え2.25月、年間では計4.25月とするものでございます。これが第1条でございます。

次に、平成29年6月期以降では、平成29年度以降の対応として、増加となった0.1月分を0.05月ずつ均等に6月期と12月期に配分し、6月期は2.05月に、12月期は2.2月とするものでございます。この内容を第2条で規定しております。

施行期日は、附則第1項は、交付の日から施行と規定しております。第2条につきましては、平成29年4月1日からの施行としております。

附則第2項は、今年度の12月期に改正後の支給月数で支給できるよう期末手当の支給基準日である平成28年12月1日に遡及する規定です。

附則第3項は、期末手当の内払い規定です。改正前に現行月数で支給された期末手当を内払いとみなすものでございます。

以上が改正内容でございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について

は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第13、議案第82号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第13、議案第82号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正等に準じて、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、人事院勧告に基づく給与のほか、退職者の給与に関しても一部所要の改正を加えております。

先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。

お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

資料の2ページ目、③一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をご参照ください。

改正内容は、勤勉手当の支給月数の引き上げで、正職員0.1月、再任用職員0.05月です。月例給に関しては平均改定率0.2%の引き上げ、若年層は1,500円程度、その他400円の引き上げを基本とするものでございます。

一覧表をご覧ください。

一般職は期末手当と勤勉手当に分けて表にしております。上段が正職員、下段が再任用職員の期末手当と勤勉手当の支給月数を表記しております。

また、上段の正職員の表ですが、現行では勤勉手当の6月期と12月期はともに0.8月で、計1.6月でございます。期末手当の2.6月を合わせますと、合計で4.2月の支給となっております。

平成28年12月期では人事院勧告に基づき勤勉手当に0.1月を加え、12月期の勤勉手当を0.9月とするものです。合計で4.3月の支給となります。この内容が第1条でございます。

次に、平成29年6月期以降は、0.1月が増加する勤勉手当を2回の支給時期に0.05月ずつ

均等に配分し、6月期と12月期の勤勉手当の支給月数をともに0.85月とするものです。合計では4.30月の支給となります。この内容が第2条でございます。

再任用職員に関しましては、一覧表の中段で表記しているとおり、勤勉手当の支給月数が0.05月の引き上げの勧告となっておりますので、お示しのとおり勤勉手当の月数に改正するものでございます。

次に月例給付分に関しましては、平成28年4月1日に遡及適用する内容の改正となっております、一般職及び教育職給料表を改正するものでございます。

次に、附則第1項から第3項は月例給の給料表の改正を平成28年4月1日に遡及適用すること、勤勉手当について平成28年12月1日に遡及適用するものとする内払い規定でございます。

本件につきましては、職員団体とも協議を済ませておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、改正条例第2条に含まれる第28条第3項、退職者の給与の部分の改正についてご説明いたします。

概要資料の3ページ目のB、退職者の給与関連分をご覧ください。

改正内容は、退職者の給与に関して退職1年目に給与の100分の80を支給できる規定を、退職3年目に給与100分の80を支給できるに改正するものでございます。

まず分限退職は、同期休暇が3カ月を超える場合に生じます。体や心の心身の故障などにより病気休暇の3カ月を超え、やむを得ず退職するに至った場合については、地方公務員法上3年間を上限として退職処分をすることができるものとなっております。

現行条例は退職の1年目に給与の100分の80を支給できる、2年目から3年目は給与の支給なし、ただし年間の共済の傷病手当等による一定の生活扶助があります。

現行、運用につきましては、1年目から2年目は給与の支給なし。ただし、2年間の共済の傷病手当金等による一定の生活保障があり、3年目からは共済の傷病手当金給与支給なしとなっております。

このことにつきましては、分限退職は職員の分限に関する条例により退職者は退職の期間中いかなる給与も支給されない、ただし、別に条例で定めるものについてはこの限りでないとあります。別の条例の定めがこの条例の規定であり、退職1年目は給与の100分の80を支給することができるという規定でございます。

本町では、これまで条例の運用に際しましては財政状況などから退職に入った時点の退職1年目から給与を支給することができないとし、これまで約10年間運用を続けてまいりました。

病気退職の3カ月で復帰できずに分限退職に入った職員は本町ではまず共済組合から2年間は傷病

手当金が給付され、3年目から無給となっております。

改正後の内容は、無給であった休職3年目に給与の100分の80を支給できるとするものです。1年目から2年目は給料の支給なし、ただし、2年間の共済の傷病手当等による一定の生活保障があり、3年目に給与の100分の80を支給できるとするものです。

今回の改正は、これまで職員が病気休暇3カ月、休職2年を超して、3年目に入る事例がありませんでしたが、このたび長期休職の事案が発生し、現在、復職をしましたが運用の再検討を行うに至り、共済組合の傷病手当が終了した後の休職3年目から町が1年間の給与支給を行うことに改正するものでございます。

施行期日は人事のくくりが4月1日でございますので、平成29年4月1日とするものでございます。

この件につきましても、職員団体との協議を済ませておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第14、議案第83号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第14、議案第83号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について定めた国家公務員退職手当法も改正されましたので、それに準じて、本条例に所要の改正を行うものでございます。

最初に、失業者の退職手当についてご説明いたします。

公務員は雇用保険法の適用が除外となっております。在職期間が短い職員が退職し、支給された退職手当の額が雇用保険の失業手当に該当する額に満たず、かつ退職後に失業している場合は、その差額分を退職した元職員に通常の退職手当とは別に、特別の退職手当として支給するものが失業者の退職手当でございます。

本町では、過去に該当者はございません。

それでは、改正内容をご説明いたします。お手元の議案の裏面及び条例新旧対照表をご参照ください。

今回の条例改正に関しましては、雇用保険法の一部改正に準じた文言整理等でございます。

第10条第5項中及び同条第6項中の改正は、雇用保険法の改正により65歳以降に新規雇用されるものにも雇用保険の適用対象が拡大され、高年齢継続被保険者を高年齢被保険者に変更されたため、文言整理を行うものでございます。

次に、同条第11項中に関しましては、広域求職活動費の適用拡大及び求職活動支援費への文言整理です。

第10条第15号中に関しましては、雇用保険法の改正で、高年齢被保険者も就業促進手当、移転費、または求職活動支援費の給付対象となったことに伴い、第5項、第6項に規定する高年齢被保険者に対しても特別の退職手当として雇用保険法の規定による就業促進手当、移転費、また求職活動支援費も支給の条件に従い支給するものでございます。

次に、附則第1項は本条例の施行期日について定めるもので、雇用保険法の一部を改正する法律の施行日と同日の平成29年1月1日としております。

附則の第2項から第5項につきましては、改正されました雇用保険法の内容で就業促進手当並びに求職活動支援費の取り扱いについて定めたもので、施行日前に公共職業安定所の紹介により求職活動

をしたものや、就職したものにつきましては従前の規定の適用を受ける旨の経過措置を定めるものでございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第15、議案第84号「岬町税条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第15、議案第84号、岬町税条例の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)が公布され、同法第8条による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

なお、改正内容につきましては、本議案書とあわせて配付いたしております岬町税条例の一部改正の概要によりご説明いたしますが、あわせて新旧対照表もご参照願います。

また、説明に当たりましては、主な改正内容の要点説明とし、語句の変更や改正条項等の読み上げ

については省略させていただきます。

それでは、岬町税条例の一部改正の概要をご覧ください。

まず、今回の改正に至る経過でございますが、租税条約のある国につきましては既に法令等の整備がなされており、本町条例におきましても今回条例の条繰り下げを行って、条例附則第20条の3となる条約適用利子等及び条約適用配当等にかかる個人の町民税の課税の特例の条項が整備がされております。

しかし、台湾との関係における我が国の基本的立場は、国家間の国際条約を締結せず日台関係を非政府間の実務関係として維持するというものでありますことから、日本と台湾間の投資、経済交流の促進のための日台双方の民間窓口機関である日本の公益財団法人交流会と台湾の亜東関係協会との間で、所得に対する租税に関する二重課税の回避と脱税の防止のための公益財団法人交流会と亜東関係協会との間の取り決めというものが結ばれました。

この取り決めに基づきまして、国においては所得税法等の一部を改正する法律により外国人等の運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正がなされ、法令の名称につきましても、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税に関する法律（以下、外国居住者等所得相互免除法）が改正されたことに伴いまして、本条例にも所要の改正を行うものがございます。

それでは、追加いたしました条例附則第20条の2についてご説明申し上げます。

(1) といたしまして、条例附則第20条の2では、特例適用利子等及び特例適用配当等にかかる個人の町民税の課税の特例について追加を行うものでございます。

ここで特例適用利子等というのは台湾の金融機関の利子を、特例適用配当等というのは台湾の会社の株式配当というのをイメージしていただければよろしいかと思います。

第1項におきましては、外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子等につきましては、今まで適用いたしておりました条例第34条の3の規定の総合課税の税率という形で6%を適用しておりましたけれども、それを適用せずに分離課税の税率3%を適用するというものでございます。

2項におきましては、特例適用利子等の課税に対し読みかえを行うものでございます。

第1号では所得控除の対象所得として、総所得金額の次に特例適用利子等の額を加えるものでございます。

第2号では控除の対象といたしまして、所得割の額の次に特例適用利子等にかかる所得割の額を加えるもので、これによりまして調整控除、寄附金控除等の条例第34条の6から条例第34条の9第1項並びに附則第7条、附則第7条の3、附則第7条の3の2にそれぞれ第1項の控除を適用するも

のでございます。

第3号では、所得の計算の適用におきまして特例適用利子等に額を加えるものでございます。

第4号では、所得割の非課税判定時に使用する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額に特例適用利子等の額を加えるものでございます。

また、地方税法附則第3条の3第5項に規定する税額調整措置の適用を受ける場合におきましては、所得割の額に特例適用利子等にかかる所得割の額を加えるものでございます。

第3項では、外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用配当等についても、分離課税（税率3%）を適用するというものでございます。

ただし、4項では特例適用配当等の分離課税の適用につきましては、申告期限及び納税通知書の送達までに分離課税の適用を受ける旨の申告書を提出する場合に限るというものでございます。

5項では、特例適用配当等の課税に関しましても、第2項の特例適用利子と同様の読みかえを行うものでございます。

次に、(2)といたしまして、附則第20条の3につきましては、条例附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等にかかる個人の町民税の課税の特例を加えることによりまして、条移動及び字句の調整にかかる改正を行ったものでございます。

本条例の施行につきましては、改正法附則第1条第5号に規定する施行の日から施行するものとしておりますけれども、政令におきまして既に施行日は平成29年1月1日と定められております。

以上が、岬町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町税条例の一部を改正する件」については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 お諮りします。日程第16、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」から日程第19、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」までの4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第16、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」から日程第19、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」までの4件は一括議題とすることに決定しました。

これより、本4件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第16、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきましてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員四至本郁子氏は、平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏の後任として多賀井博子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第6項の規定により議会の意見を求めるものであります。

失礼しました。もう一度訂正いたします。人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、岬町淡輪4200番地の5

氏名は、多賀井博子

生年月日は、昭和29年3月12日でございます。

学歴及び経歴につきましては裏面に記載していますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第17、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員高木 勇氏は、平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏の後任として奥野 洋氏を人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、岬町深日1322番地の1

氏名は、奥野 洋

生年月日は、昭和26年5月10日でございます。

学歴及び経歴につきましては裏面に記載していますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第18、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員松本稔美氏は、平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、岬町深日856番地の5

氏名は、松本稔美

生年月日は、昭和21年7月8日でございます。

学歴及び経歴につきましては裏面に記載していますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第19、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員小畑信行氏は、平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、岬町多奈川谷川1608番地の2

氏名は、小畑信行

生年月日は、昭和33年1月25日でございます。

学歴及び経歴につきましては裏面に記載していますので、よろしく願いいたします。

以上、人権擁護委員候補者4名の推薦について、よろしく願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本4件の質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 全体のことについてお伺いします。

確か、どこかの説明で定年ということ聞いたのかなと思うので、何歳であるのか、また、どういった法律により交代されたのか、その根拠の条例というのがあったら、どのようなものだったのか確認させてください。お願いします。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

根拠法というのは特にございませんけども、この人権擁護委員の推薦につきまして、法務省のほうから一定の考えが、年齢制限という形で示されてきております。

今回、一部改正もありましたが、新任の委員さんにつきましては、以前は65歳以下ということでしたが、今回から68歳以下の方に新任委員をお願いすると。

再任の方については、75歳未満という考えが国のほうから示されてきておるところでございます。

この年齢制限に抵触する場合につきましては、法務局と事前協議をするようにということで連絡が来ておるところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 今の説明で納得いたしました。ありがとうございます。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。本4件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件はこれを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、諮問第1号はこれを適任とする意見を付することに決定しました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件はこれを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、諮問第2号はこれを適任とする意見を付することに決定しました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件はこれを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、諮問第3号はこれを適任とする意見を付することに決定しました。

次に、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件はこれを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、諮問第4号はこれを適任とする意見を付することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしくお願いを申し上げます。

次の会議は、12月22日の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時51分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年12月7日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 出 口 実

議 員 竹 原 伸 晃